

よさこい高知文化祭 2026 広報サポーター募集要項

(目的・趣旨)

第1条 第41回国民文化祭及び第26回全国障害者芸術・文化祭（以下「よさこい高知文化祭2026」という。）の認知度向上や気運醸成を図るため、企業及び団体等（以下「企業等」という。）によるよさこい高知文化祭2026の支援につながる取組を推進することを目的として、「よさこい高知文化祭2026広報サポーター」（以下「広報サポーター」という。）を設置し、これを募集します。

(認定)

第2条 よさこい高知文化祭2026の趣旨に賛同のうえ、支援や協力をいただける企業等を広報サポーターとして、よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会会長（以下「会長」という。）が認定します。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、広報サポーターとして認定を受けることができません。
- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又はよさこい高知文化祭2026を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員であると認められる者
 - (3) 法令等に違反する者又はそのおそれがある者
 - (4) 公序良俗に反する者又はそのおそれがある者
 - (5) よさこい高知文化祭2026の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれがある者
 - (6) その他会長が不相当と判断する者

(募集期間等)

第3条 令和7年7月3日から令和8年12月6日までとします。

- 2 広報サポーターとして認定を受けるにあたっては、活動開始までに、必要事項を記載した「よさこい高知文化祭2026広報サポーター申込書」を会長に提出してください。

(役割)

第4条 広報サポーターは、よさこい高知文化祭2026の認知度向上や気運醸成につながる活動を行うこととします。

(特典)

第5条 会長は、次の特典を付与します。

- (1) よさこい高知文化祭2026公式ホームページ等での広報サポーターとしての活動情報の掲載

- (2) 別表に掲げる広報物品の提供
- (3) よさこい高知文化祭2026ロゴマークの使用

(費用負担等)

第6条 広報サポーターとしての活動、その他付随する取組等に必要な経費は、原則として広報サポーターが負担するものとします。

(注意事項)

第7条 次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 活動に必要な許認可等がある場合は、企業等の責任で処理してください。
- (2) 事故等が発生した場合は、企業等の責任で解決してください。
- (3) 第2条第2項に該当する場合又は前各号が遵守されていない場合は、広報サポーターの認定を取り消す場合があります。

附 則

この要項は、令和7年7月3日から施行する。

別表 (第5条関係)

No.	広報物品の種類
1	ポスター
2	チラシ
3	のぼり旗
4	卓上のぼり

※提供する広報物品の数量については、よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会が在庫数量を踏まえ、判断します。在庫数量によっては希望数が提供できない場合があります。